

# 総合評価 〔概要〕

テ　　マ ( 法案名 )	医療保険制度改革について ( 健康保険法等の一部を改正する法律案 )
1 評価テーマの設定	
評価の背景事情	〔背景事情〕 急速な高齢化、経済の低迷、医療技術の進歩、国民の意識の変化など医療を取り巻く環境が大きく変化している。 高齢化の進展による医療費の増大と経済の低迷により、医療保険財政は大きな赤字。
	〔契機等〕 健康保険法等の一部を改正する法律（平成12年法律第140号）附則第2条や付帯決議をはじめ、平成12年の健康保険法の審議を通じて、平成14年度には改革を実現する旨が明らかにされていた。
担　当　局　課	保険局（総務課・保険課・国民健康保険課・調査課） 社会保険庁（医療保険課）
2 評価の実施に当たっての設定条件、事前準備	
実　施　時　期 評　価　期　間	平成13年　9月25日　「医療制度改革試案」（厚生労働省） 、 平成13年11月29日　「医療制度改革大綱」 （政府・与党社会保障改革協議会において、試案の公表以降、随時ワーキングチームを開催） 平成13年9月7日より、8回にわたって社会保障協議会医療保険部会を開催。（11月26日に意見書を取りまとめ）
評　価　対　象	医療保険制度 老人保健制度
評　価　項　目	厳しい医療保険財政について、当面の安定の確保を図ること、高齢化のピークにあっても国民皆保険制度を将来にわたって持続可能な制度とすることを基本として、以下の項目について評価（見直し）を行うこ

	<p>ととした。</p> <p>各制度・世代を通じた給付と負担の在り方  高年齢者医療制度の在り方  老人医療費の伸びの適正化の在り方  国民健康保険制度の財政基盤対策の在り方</p>
<p>評価に際して収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いてこれらについて行った分析・測定の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民医療費、老人医療費の推移</li> <li>・ 老人医療費拠出金の状況</li> <li>・ 医療保険各制度の財政状況</li> <li>・ 政管健保の収支見通し</li> <li>・ 将来推計人口 等</li> </ul> <p>これらのデータを用いて、医療保険各制度の財政状況の見通し等を推計。</p> <p>高齢化の進展による医療費の増嵩と経済の低迷による保険料収入の減少等により、医療保険各制度の保険者とも厳しい財政状況。特に政府管掌健康保険は平成14年度中に積立金が底をつくと思込まれている。</p>
<p>3 評価結果のとりまとめ</p>	
<p>評価結果</p>	<p>(総論)</p> <p>医療保険財政の危機を回避するとともに、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、各世代・制度を通じた給付と負担の在り方、高年齢者医療制度の在り方、老人医療費の伸びの適正化の在り方、国民健康保険制度の財政基盤対策の在り方等の課題について、思い切った改革を行うとともに、高齢化のピークを迎える時期においても、医療保険制度の安定的な運営が確保されるよう、医療保険制度の体系の在り方、新しい高年齢者医療制度の在り方、診療報酬の体系の見直し等の諸課題についての改革に取り組むことが必要。</p> <p>(項目別)</p> <p>各世代・制度を通じた給付と負担の在り方</p> <p>急迫する政府管掌健康保険等の財政事情に対応するとともに、各医療保険制度間に格差が生じていた給付に関して給付率を統一し、わかりやすく公平な体系とすることが必要。また、3歳未満の乳幼児については少子化対策の観点から給付の改善、低所得老人については負担の軽減措置の拡充が必要。</p> <p>また、厚生年金において平成15年4月から導入される「総報酬制」を健康保険制度にも導入し、被用者負担の公平を図ることが必要。同時に、政管健保の保険料率についても、総報酬制の下で見直すことが必要。</p> <p>高年齢者医療制度の在り方</p> <p>高年齢者医療制度については、現在、保険料(拠出金)が高年齢者医療費の7割を賄う仕組みとなっているが、制度創設時と比べて、平均寿</p>

	<p>命の延び等により高齢化が予想以上に進展しており、若年層の負担を耐えられるものとするには、高齢者医療においてできる限り多くの方が支え手になることが必要。このため、後期高齢者へ施策の重点化を図り、拠出金の負担を軽減することが必要。</p> <p>老人医療費の伸びの適正化の在り方 老人医療費は急速に増加しており、医療保険制度を持続可能なものとしていくためには、高齢者数の伸びを大きく上回って伸びる老人医療費の適正化を図ることが必要。このため、国、都道府県、市町村が一体となり、それぞれの役割に応じて、健康づくりや疾病予防、医療提供体制の効率化等に取り組むことが必要。</p> <p>国民健康保険制度の財政基盤対策の在り方 国民健康保険については、高齢化の進展に加え、近年の厳しい経済状況等を背景に、厳しい財政運営が迫られており、その安定的な運営が図られるよう、財政基盤の強化を行うことが必要。併せて小規模保険者が増加している中で、保健基盤の強化を図り、広域化等の取り組みを進めていくことが必要。</p> <p>更に、将来にわたって医療保険制度の安定的な運営を図るため、医療保険制度の体系の在り方、新しい高齢者医療制度の在り方、診療報酬の体系の見直し等の医療保険制度に関する各般の課題について改革を進めることが必要。</p>
<p>結果の取りまとめに当たって講じた措置</p>	<p>平成13年9月に厚生労働省が公表した「医療制度改革試案」を基に政府・与党社会保障改革協議会や厚生労働省に置かれた社会保障審議会医療保険部会において議論。</p>
<p>4 評価結果の公表</p>	
<p>報告書等</p>	<p>政府・与党社会保障改革協議会は、平成13年11月29日に「医療制度改革大綱」をとりまとめ。 社会保障審議会医療保険部会は、平成13年11月26日に意見書をとりまとめ。</p>
<p>5 評価結果を受けて講じようとする措置</p>	
<p>措置内容</p>	<p>これらの評価結果を受け、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者一部負担金の見直し</li> <li>・健康保険の保険料における総報酬制の導入</li> <li>・政府管掌健康保険の保険料率の引き上げ</li> <li>・高齢者医療制度の対象年齢及び公費負担割合の引き上げ</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人医療費の伸びの適正化のための指針の導入</li> <li>・国民健康保険の財政基盤の強化等の措置を講ずること</li> </ul> <p>等を内容とする健康保険法等の一部を改正する法律案を平成14年3月1日に閣議決定・国会提出。</p>
6 その他	
評価の実施体制	関係各方面の意見を踏まえ、厚生労働省にて実施。